

周辺景観との調和に関する検討、河川景観の観点から助言

●具体的な整備内容

新設・改築する施設等については、周辺景観との調和に関して検討する。検討にあたっては、自然公園法等の法律や条例に基づき景観保全措置を行っている関係自治体と連携する。なお、河川管理者以外が設置する構造物等の許認可に際しては、関係自治体と連携し、河川景観の観点から指導・助言を行う。

●事業費

・全体事業費	円
・うち執行済	円
・うち整備計画期間内	円
・うち整備計画期間以降	円

●実施スケジュール



●整備効果

琵琶湖は、多様な自然、生物の生息・生育環境としての重要な場所であり、都市空間における貴重な親水空間としての要素も兼ね備えている。

本景観条例と連携することにより、良好な都市空間の創造が可能となり、河川環境の保全・復元について配慮された河川整備が可能となる。

●提案理由

琵琶湖では「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」や「滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例」などがあり、関係機関との連携・協力を実施していく。

委員会等からの意見

「湖岸全周にわたっての環境情報図の作成」とあるのみで、その結果もまた、それに基づいて何を検討するのが、全く示されておらず、これでは進捗状況を示したことにはならない。早急に、結果等を明らかにされたい。【琵琶湖部会】

進捗状況

琵琶湖湖岸全周にわたっての環境情報図を作成し公表(平成17年8月30日)

今後の見通し等

環境情報図については、瀬田川水辺協議会において「水辺の景観」「水辺の植生」をテーマに議論を行う中で、既に中間取りまとめを実施した「水辺の景観」、今後の水辺協議会で行う「水辺の植生」等を踏まえ瀬田川のあるべき姿についての提言を行う予定であり、提言を行うための現状把握の手段として活用する。

進捗状況(写真・図面)



H14の土地利用状況と環境情報図を記載

環境情報図は以下に掲載

<http://www.biwakokasen.go.jp/others/kankyoyouhou/index.html>